（↘2面より）

■環境生活部

子ども会専任職員研修について、地域によって実態に応じた研修になっていないことを指摘。平井では、地域との密接な関係を築けておらず、市から指導したと回答があった。

「DV」とは身体的暴力だけではないことが浸透しておらず、厳しい環境におかれている部落女性への施策について、多様な講座を実施し、誰でも参加ができる状況と回答があった。「第3次男女共同参画基本計画」に明記されているマイノリティ女性への施策はどんなことを考えて計画してくのかを明らかにするよう要求した。

隣保館の女性相談員の配置について、県は女性の職員が相談員のスキルをつけるよう各市町村に指導すると回答したが、隣保館に配置されている女性職員はパートや用務員といった雇用体制であり、相談員としてのスキルをになっているのか考えるよう指摘した。

塩崎望・環境生活部長（左2番目）

■農林水産部

JA農協職員への人権研修や農林漁業共同利用機械設備更新、風水害や地震によって共同倉庫・共同農機具・ハウス等が被災した場合対応をどうしていくのかを議論した。また、旧同和対策事業で建設された施設は小規模であるため、新規事業で施設の経営ができず、零細農家を守っていくためには、新しい施策や後継者の育成を真っ先に考えることが重要であり、部としては、法律が切れたなかでも、課題別でとりくんでいくと方向性が示された。

■県土整備部

基本要求9項目について県の回答を求めた。とくに、住宅販売会社Y社差別事件について、解放同盟としては、宅建協会がY社への指導という立場ではなく、Y社と同等であり当事者と考えている。県は協会に任せきりなのではないかと追及した。県は、協会にたいして指導を徹底していくが、現行の条例では対応する方法がないのが現状。指摘のあった行政内部での連けいがとれていないことは、反省し改善していくと回答した。また、公営住宅については、事業法が失効して市町村の担当者の意識も薄れてきているので、市町村への指導、当初の目的をしっかりと伝えてもらいたいと要求した。県は、事業の趣旨、経過の説明を担当者だけでなく、首長や上層部にも積極的に伝えていきたいと回答した。

主張

「合理的配慮を廃し、実効性ある権利救済を」

ようやく「障害を理由とする、差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が2013年6月、参議院で可決・成立した。

国連は、2006年12月「障害者の権利に関する条約」を総会で採択し、2008年5月に発効した。この条約は、障害者への差別禁止や障害者の尊厳と権利を保障することを義務づけた国際人権法に基づく人権条約であり、2013年8月現在で、すでに世界133か国が批准している。

国連「障害者の権利に関する条約」批准のための国内法整備の一環として、この間「障害者基本法」改正（2011年）、「障害者自立支援法」改正（2012年）などがおこなわれ、今度の「障害者差別解消法」の成立はその総仕上げといえる。（日本では、2013年12月4日の参議院本会議において条約が批准された）

国連の権利条約では「障害に基づく差別」を「障害に基づくあらゆる区別、排除、または制限であって」「あらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう」と定義している。そして、この差別には、とりわけ「合理的配慮の否定」も含まれていた。これらの定義をどう活かすかは、運動の側に委ねられたといわざるをえない。

国連の権利条約に謳われている「合理的配慮」の主旨は、障害者も他の人と同じように基本的人権を享受し、行使することができるように必要な人的、物的条件を整える義務を社会・公共の側に課している。つまり、障害者の側には社会・公共の側に障害に即した配慮を求める権利があるということに他ならない。まず、第一に権利の主体である障害者本人の判断に委ねられているといえる。

行政機関や事業者に「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」として「差別的取扱い」の禁止を法的に義務づけている。しかし、ここには「差別的取扱いの定義」がみあたらない。国会の質疑でも問題になったが、なにが差別的取扱いにあたるのか判然としない。

問題点として、合理的配慮義務違反について、行政機関等は法的義務となっているのにたいし、民間事業者は努力義務にとどまっている。社会に広く存在する差別から障害のある人を救済するためには、また、障害者権利条約の要請からしても、民間事業者についても法的義務へと移行するべきである。次に、権利侵害の救済機関として新たな組織を設けず、既存の機関を活用していくことが想定されているが、実効性ある権利救済のためには、第三者性のある救済機関が必要であることは自明である。パリ原則に則った政府から独立した人権機関の創設が急務であるといえる。

人権保育の創造を

全国人権保育研究集会

第36回全国人権保育研究集会／2013年度大分県人権保育研究集会が1月11日～12日、別府市にあるビーコンプラザでひらかれ、全国から保育担当はじめ、保護者、保育士あわせて234人が参加した。

「部落差別をはじめあらゆる差別の現実から学び、人権保育を創造しよう」を集会スローガンにかかげ、基調提案を岡田佐代子・中央実行委事務局長、特別報告「心温まる話を伝えたい」（ハート降る♡ここのえ）、記念講演「子ども・子育て会議に対する取組について」照屋光二・連合総合政策局生活福祉局部長が、翌日には8つの分科会にわかれて、保育の実践報告や保育所と地域とのきずな、被差別当事者として子どもとどうかかわっていくのかなどが話し合われた。参加者から「地域ごとで温度差があり、和歌山でどのように生かすことができるか考えたい」と交流を深めた。

多くの参加者が会場をうめつくした

狭山事件を考えよう

私が狭山事件を知ったのは、かれこれ40数年前の中学生のときで、解放運動にかかわっていた友達から部落に生まれたことだけで、国家権力によって、誘拐・殺害事件の犯人にされていると聞かされて非常に強い怒りを感じましたが、中学校を卒業して地元を離れたこともあり、それから直接に解放運動・狭山闘争にかかわる機会がありませんでした。

それから、地元に戻って友人から青年部へ誘われ青年部での狭山学習会を積み重ね、狭山中央集会へ観光バスで幾度となく参加し、バスのなかは助手席も含め満タンでつらい思いでしたが、獄中の石川さんにくらべたらそんな贅沢なこと言ったらダメやと自分に言い聞かせながら集会に参加してきました。また、毎月28日の支部定例学習会で当時の故北山誠一部長が言っていた狭山事件は、遠く埼玉県で起きた事件だが、この地域でこの事件が起きていたらわれわれの地域から青年が犯人にされていた。だから自分たちの問題として狭山闘争をすすめ、狭山事件をつうじて部落差別によって市民的権利・文字・学力などを奪われてきたことを学習してきました。それと、湯浅支部の研究集会で町内へと出向いて啓発活動をし、2年前には、石川一夫さん本人を迎えて研究集会し、多くの町民に無事・再審を訴えるとともに狭山闘争への協力を訴えてきました。

いま、狭山事件も50年もすぎ、今年こそはなんとしても検察に全証拠の開示と再審をかちとるため、支部での狭山の草の根闘争を強化していきます。

（石本一也）

文化の窓

人権保育の現在（いま）

著者：曽和信一

出版社：阿吽社
ISBN：978-4-907244-01-9

待機児童の解消という解題解決のために、国は認定こども園という総合施設にふみ切る準備をすすめています。「人権を大切にする心を育てる」保育所保育指針とは、幼稚園教育要領にある「幼稚園における同和教育に関する配慮事項」とは。必読の一冊。

◆お問い合わせ　県連・教宣部まで
TEL 073－473－2301